

第三国定住による難民の受入れ事業の在り方に係る検討会の運営について

令和8年3月13日

第三国定住による難民の受入れ事業の在り方に係る検討会（以下「検討会」という。）の運営については、次のとおりとする。

- 1 検討会は非公開とする。
- 2 検討会において配付された資料は、各検討会の終了後、公表する。ただし、座長が必要と認めるときは、その全部又は一部を非公表とすることができる。
- 3 会議においては、都度、議事要旨を作成し、各検討会の終了後、公表する。ただし、円滑かつ公正な議論及び意見聴取を担保する観点等から、座長が必要と認めるときは、その全部又は一部を非公表とすることができる。
- 4 オブザーバーの発言については、その都度、座長の承認を得て行うものとする。
- 5 この運営要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

以上